災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定書

安平町(以下「甲」という。)とヤマト運輸千歳旭ヶ丘支店(以下「乙」という。)とは、 災害時における物資の緊急・救援輸送等(以下「緊急・救援輸送等」という。)に関して、 次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、安平町内において災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生し、又は災害の発生のおそれがある場合(以 下「災害時等」という。)において、甲が行う災害対策活動に係る緊急・救援輸送等を図 るため、必要な事項に定めるものとする。

(協力の内容)

- 第2条 この協定に基づき、乙が協力する内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 災害時における物資輸送・物資拠点に関する事項
 - (2) 甲の防災用備蓄品の避難所等への配送
 - (3) 甲の流通備蓄庫の運営(受入れ、保管、在庫管理)
 - (4) 物資の輸送管理等に関する乙の従業員による助言・指導等
 - (5) 物資配送等に関わる作業員、荷役機械及び資機材等の手配に関する事項
 - (6) 前5号に掲げるもののほか甲及び乙の協議により定める事項

(協力の要請・実施)

- 第3条 甲は、災害の発生等において、緊急・救援輸送等を実施する上で、第2条の内容の 支援を必要と認めるときは、乙に対し、文書により要請するものとする。ただし、緊急を 要する場合には、口頭、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。
 - (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
 - (2) 協力を必要とする場所
 - (3) 協力を要請する内容
 - (4) 甲の担当責任者
 - (5) その他必要な事項
- 2 乙は、甲からの要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。
- 3 甲は、乙の行う緊急・救援輸送等に使用される業務用自動車に対して、緊急車両の指 定その他円滑な輸送に必要な措置が講じられるよう努めるものとする。
- 4 乙は、緊急・救援輸送等を行った場合には、速やかに甲に対し、文書により報告するものとする。

(経費の負担)

- 第4条 緊急・救援輸送等に要した費用(運賃、料金及び有料道路通行料、駐車場使用料金等の実費負担)は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、国土交通省の通達(平成1 1年3月26日自貨第39号)に基づき公示された運賃及び料金を基準として、甲乙協 議の上、決定するものとする。
- 3 第2条の規定による物流専門家の派遣並びに作業員、荷役機械及び資機材等の手配に 要した費用に関する甲の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 4 第2項および第3項の規定により甲が費用を負担するときは、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、運賃等を一括して請求するものとする。
- 5 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、乙に対し運賃 等を支払わなければならない。

(事故等)

- 第5条 乙が提供した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急・救援輸送等を継続するよう努めるものとする。
- 2 乙は、事業用自動車の運行に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償・損害賠償)

- 第6条 甲からの協力要請に応じて緊急・救援輸送等の業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その従事者に対する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令等の規定による補償等によるものとする。ただし、法令等の規定による補償等が受けられない場合は、甲と乙の協議によるものとする。
- 2 緊急・救援輸送等により、第三者に損害を与えた場合は、甲と乙の協議により対処するものとする。

(情報提供)

第7条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては災害対策本部総務対策部長、乙においては千歳旭ヶ丘支店長とする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ業務に支障をきたさない 範囲内で共同訓練を実施するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項 については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から1年間その効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書によるこの協定の終了の意思表示がない限り、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を 保有する。

令和 3年 3月 1日

甲 北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地 安平町長 及川 秀一郎

乙 北海道千歳市流通2丁目3-10ヤマト運輸株式会社千歳旭ヶ丘支店支店長 水戸 啓太郎